（別紙５）

「ＳＮＳを活用した子どもの心サポート事業」緊急連絡網

|  |
| --- |
| 委託業者（＊＊＊＊＊＊＊＊＊）  ①　自殺をほのめかすなど命が危険な状況や犯罪に巻き込まれる可能性等があり、緊急対応が必要であると業務従事者が判断した場合。  　　相談者の同意を得ながら、可能な範囲で氏名や学校名等の緊急対応に必要な情報を聞き出す。  ②　いじめの訴えや、虐待を思わせる相談などで、早急に対応が必要であると業務従事者が判断した場合。  可能であれば電話対応に切り替える。（委託業者から児童生徒へ、または児童生徒から委託業者へ電話する。）  ＊＊＊＊＊　ＴＥＬ＊＊＊－＊＊＊－＊＊＊＊ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 福島県教育庁　高校教育課  ＴＥＬ ０２４－５２１－７７７３  緊急連絡先①＊＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊  緊急連絡先②＊＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊  ＦＡＸ ０２４－５２１－７９７３ |  | 福島県警察  ＊＊＊＊＊＊＊＊課  ＴＥＬ＊＊＊－＊＊＊－＊＊＊＊ |

必　要　と　判　断　し　た　場　合

|  |
| --- |
| 各教育事務所 |

|  |
| --- |
| 各市町村教育委員会 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 県立学校 |  | 市町村小・中学校 |

必　要　と　判　断　し　た　場　合

|  |
| --- |
| 警察、児童相談所、各市町村福祉担当者等 |

**※　児童生徒の命に関わるような緊急を要する場合には、高校教育課及び福島県警察から該当の学校へ直接連絡する場合があります。**